

パブリックコメント回答

資料	該当箇所	ご意見	回答・対応指針
認証制度実施概要		国内行政機関へのアライнс候補としての推薦と重ねて、海外カスタマーに関連するサービスに対しても、アライнс候補としての可能性を考慮してはどうでしょうか。	ご指摘については、ご意見として承ります。 なお、国内事業者については、認証マーク取得企業に対して保険料の割引以外にも特典を付与するアライнс企業や、認証制度に申請したプラットフォーム事業者が「認証マーク」を取得できるようにサポートする起業を「認証サポート事業者」として募集しており、これは国内事業者に限っている訳ではありませんので、今後当協会が国際協力している団体や事業者と連携して国際的なサービスを展開している事業者をアライнс候補として増やしていきたいと考えております。
認証制度実施概要		シェア事業者がサービスを提供するための実装として、以下の機能を有すると考えますが、他事業者と連携して(他サイトの機能を利用)一連のサービスを実装する場合、他サイトを提供する事業者も認証評価を受ける必要があるのではないのでしょうか。 ・ログイン認証機能 ・マッチング機能(比較、選択) ・情報交換機能 ・評価機能(スコアリングの参照、設定) ・決済機能 ・代行機能(スマートデバイスやPCを利用できない人の代行) ・サポートQAの代行機能	本認証制度はサービス単位で認証マークを付与するものですので、認証にあたって必要となる機能の全てまたは一部を外部の事業者に委託している場合は、そのサービスが、外部委託先のサービスも含めてその機能に関連する認証基準を満たしていることが求められますが、当該外部の事業者自体を認証評価の対象とするものではありません。 なお、プラットフォーム事業者に対しては、委託先事業者に対する適時適切な監督を要求しています。
認証制度基準	ア. 登録事項 ア-2『本人確認、資格確認』	本人確認には以下のような公的情報の確認を義務付けるべきと考えます。 また、各サービス共通のヘッダ情報として必須項目(連絡先情報、各SNSアカウント)管理をした方が良いと考えます。 ・マイナンバー ・各種ライセンス(免許、サービスに関連する資格など) ・パスポート番号	本人確認には、以下のいずれかの情報を登録することが求められます。 ・携帯電話番号 ・SMS認証 ・銀行口座情報/クレジットカード情報 ・公的身分証明証(免許証/パスポート/保険証) ・マイナンバーカード
認証制度基準	ウ. サービスの質の誤解を減じる事前措置 ウ-2『事前面接等』 ウ-3『提供者が個人・・・』	サービス業種毎に要確認レベル(事前面談、評価参照、公的許可受領状態)を定義して、利用者と提供者の安全を確保した信用性を高めるべきと考えます。	サービス業種毎に、サービスの質の誤解を減じる措置の要確認レベルを分けて審査しております。特に、子供の安全の確保が求められるサービスについては厳格な基準を設けております。
認証制度基準	エ. サービスの事後評価 エ-1『評価の仕組み』 エ-2『評価の仕組みの利用促進』	CIC(個人信用情報)と同じく、シェアリングエコノミーを利用するコミュニティについても利用過程などの信用情報の管理が必要になると想定します。 よって各サービス毎の評価情報について、必須の共通スコアリング項目を定義し、評価機能を平準化して管理した方が良いと考えます。	ご指摘のとおりであると認識しております。 現状ではそこまで対応できておりませんが、将来的には評価機能の平準化や、評価情報の事業者間での共有等を視野に入れ、世界的な情勢も含めて検討して参りたいと考えております。